

所得税(リフォーム促進税制)と固定資産税の減税制度 主な要件

耐震リフォーム		
	所得税の控除	固定資産税の減額
築年数	昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること	昭和57年1月1日以前から所在する家屋であること
所有・居住	耐震改修を行う方が、自ら居住する家屋であること	-
工事金額	-	耐震改修にかかる費用が50万円を超えていること
耐震基準	改修前の家屋は、 現行の耐震基準に適合していないこと	-
	現行の耐震基準に適合させる工事	現行の耐震基準に適合させる工事

所得税(リフォーム促進税制)と固定資産税の減税制度 主な要件

バリアフリーリフォーム		
	所得税の控除	固定資産税の減額
築年数	-	賃貸住宅でなく、かつ新築された日から10年以上が経過している家屋であること
対象工事	対象となるバリアフリー改修工事を行っていること	対象となるバリアフリー改修工事を行っていること
所有・居住	バリアフリー改修を行う方が、下欄「人の要件」のうち①、③、④、⑤のいずれかに該当し、かつその方が所有し、居住している家屋であること	下欄「人の要件」のうち②、③、④の、いずれかに該当する方が居住している家屋であること
工事金額	バリアフリー改修にかかる標準的な工事費用相当額から補助金等を引いた額が50万円を超えていること	対象となるバリアフリー改修にかかる工事費用から補助金等を引いた額が50万円を超えていること
床面積	改修工事後の床面積が50㎡以上であること	改修工事後の床面積が50㎡～280㎡であること
居住部分割合	併用住宅の場合、床面積の1/2以上が居住用であること	併用住宅の場合、床面積の1/2以上が居住用であること
	併用住宅の場合、居住部分の工事費用が工事費全体の1/2以上であること	-
年収	その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること	-
人の要件	① 50歳以上の方 ③ 要介護又は要支援認定を受けている方 ⑤ 65歳以上、③、④のいずれかに該当する親族と同居している方	② 65歳以上の方 ④ 障害をお持ちの方

所得税(リフォーム促進税制)と固定資産税の減税制度 主な要件

省エネルギーリフォーム		
	所得税の控除	固定資産税の減額
築年数	-	賃貸住宅ではなく、かつ平成26年4月1日以前から所在する家屋であること
対象工事	対象となる省エネ改修工事を行っていること	対象となる省エネ改修工事を行っていること
所有・居住	省エネ改修を行う方が自ら所有し、居住している家屋であること	-
工事金額	省エネ改修にかかる標準的な工事費用相当額から補助金等を引いた額が50万円を超えていること	対象となる省エネ改修にかかる工事費用から補助金等を差し引いた額が60万円を超えていること
床面積	改修工事後の床面積が50㎡以上であること	改修工事後の床面積が50㎡～280㎡であること
居住部分割合	併用住宅の場合、床面積の1/2以上が居住用であること	併用住宅の場合、床面積の1/2以上が居住用であること
	併用住宅の場合、居住部分の工事費用が工事費全体の1/2以上であること	-
年収	その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること	-

所得税(リフォーム促進税制)と固定資産税の減税制度 主な要件

同居対応リフォーム		
	所得税の控除	固定資産税の減額
対象工事	改修後、改修を行った方の居住用の部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうち、いずれか2以上の室がそれぞれ複数あること	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ※同居対応リフォームでは、 固定資産税減額の措置はありません。 </div>
	対象となる同居対応改修工事を行っていること	
所有・居住	同居対応改修を行う方が自ら所有し、居住している家屋であること	
工事金額	同居対応改修にかかる標準的な工事費用相当額から補助金等を引いた額が50万円を超えていること	
床面積	改修工事後の床面積が50㎡以上であること	
居住部分割合	併用住宅の場合、床面積の1/2以上が居住用であること	
	併用住宅の場合、居住部分の工事費用が工事費全体の1/2以上であること	
年収	その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること	

所得税(リフォーム促進税制)と固定資産税の減税制度 主要要件

長期優良住宅化リフォーム		
	所得税の控除	固定資産税の減額
築年数	-	耐震改修を行った場合は昭和57年1月1日以前から所在、省エネ改修を行った場合は賃貸住宅でなくかつ平成26年4月1日以前から所在する家屋であること
対象工事	対象となる耐久性向上改修及び耐震改修、省エネ改修のいずれかを行っていること	対象となる耐震改修又は省エネ改修のいずれかを行っていること
所有・居住	長期優良住宅化改修を行う方が自ら所有し、居住する家屋であること	-
工事金額	耐久性向上、耐震、省エネ改修にかかる標準的な工事費用相当から補助金等を引いた額がそれぞれ50万円を超えていること	対象となる耐震(省エネ)改修にかかる工事費用から補助金等を引いた額が50万円(60万円)を超えていること
認定	増改築による長期優良住宅の認定を受けていること	増改築による長期優良住宅の認定を受けていること
床面積	改修工事後の床面積が50㎡以上であること	改修工事後の床面積が50㎡～280㎡であること
居住部分割合	併用住宅の場合、床面積の1/2以上が居住用であること	併用住宅の場合、床面積の1/2以上が居住用であること
	併用住宅の場合、耐久性向上改修、耐震改修及び省エネ改修に係る居住部分の工事費用がそれぞれの工事費全体の1/2以上であること	-
年収	その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること	-

所得税(リフォーム促進税制)と固定資産税の減税制度 主な要件

子育て対応リフォーム		
	所得税の控除	固定資産税の減額
対象工事	対象となる子育て対応改修工事を行っていること	<p>※子育て対応リフォームでは、 固定資産税減額の措置はありません。</p>
所有・居住	子育て対応改修を行う方が下欄「人の要件」の①、②のうち、いずれかに該当し、かつその方が所有し、居住する家屋であること	
工事金額	子育て対応改修にかかる標準的な工事費用相当額から補助金等を引いた額が50万円を超えていること	
床面積	改修工事後の床面積が50㎡以上であること	
居住部分割合	併用住宅の場合、床面積の1/2以上が居住用であること	
	併用住宅の場合、居住部分の工事費用が工事費全体の1/2以上であること	
年収	その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること	
人の要件	<ul style="list-style-type: none"> ①19歳未満の扶養親族を有している方 ②ご自身又はその配偶者が40歳未満であること 	

※以上、国土交通省ホームページ資料を基に作成